

産業廃棄物処理計画書

平成26年 6 月 30 日

大分県知事 様

提出者

住 所 大阪市北区大淀南1-4-15  
 氏 名 青木あすなる建設(株)大阪本店  
 上席執行役員本店長 辻井 靖  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号06-6440-1816

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	青木あすなる建設(株)大阪本店
事業場の所在地	大阪市北区大淀南1-4-15
計画期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	前年度売り上げ520億円
③従業員数	800人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>             graph LR             A[建設工工程] --&gt; B[木くず・廃プラ]             A --&gt; C[コン・アスガウ・がれき]             A --&gt; D[混合廃棄物]             B --&gt; B1[委託処理・チップ・燃料]             C --&gt; C1[委託処理・再生骨材]             D --&gt; D1[委託処理(中間・破砕)]             D1 --&gt; E[最終埋立]             </pre>

(日本工業規格 A列4番)



## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制) 別紙参照

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 (別紙参照)

① 現状	【前年度 (平成25年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 余剰材の引き取り (木材)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 分別品目を増やし、混合廃棄物の排出量を抑え分別した品目の有価売却を検討する。		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがう、アスファルトがう、木くず・廃プラ
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 更に金属他の分別にも取り組み、再生推進を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 (該当なし)

①現状	【前年度 (            年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 (該当なし)

①現状	【前年度 (            年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 (該当なし)			
①現状	【前年度 (                      年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項【別紙参照】			
① 現状	【前年度 (平成25年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従って 産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定業者への委託選定を検討する。		
※事務処理欄			

別紙:産業廃棄物の処理に係わる管理体制

責任者及び管理組織図

	組 織	役 割
全社	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     東京本店 品質環境安全部                 </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全社報告書を集計し、関係機関への報告</li> <li>・ 大阪安全品質環境部は、大阪本店・大阪建築本店の集計結果を東京本店安全品質環境部へ提出する</li> </ul>
本店	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     品質環境システム委員会                 </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事部長、購買部長は、本支店工事担当、所長へ支援を行う</li> <li>・ 品質環境システム委員会へ実施状況を報告する</li> <li>・ 建設公害に関する計画書の作成支援</li> <li>・ 処理委託契約書のチェック</li> <li>・ 処理状況の確認及び処分場の調査支援</li> <li>・ マニフェスト伝票の発行・回収のチェック</li> <li>・ 関係機関への報告</li> <li>・ 報告書を集計し、関係機関へ提出</li> <li>・ 産業廃棄物処理報告書の集計</li> </ul>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     工事部長                 </div>	
支店	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     本支店工事担当 建設副産物管理責任者 産業廃棄物管理責任者                 </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理状況の確認及び処分場の調査支援</li> <li>・ 処理委託契約書のチェック</li> <li>・ マニフェスト伝票の配付管理</li> <li>・ 産業廃棄物処理報告書の集計、本店へ報告</li> <li>・ 関係機関への報告</li> <li>・ 法定保存書類の保管</li> </ul>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     作業所長 建設副産物管理者 産業廃棄物処理責任者                 </div>	
作業所	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     社員 協力業者 処分業者                 </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設副産物計画書等の作成</li> <li>・ 処理業者の選定、処理委託契約書の締結</li> <li>・ 県外産業廃棄物事前協議書の提出</li> <li>・ 処理状況の確認、処分場の調査</li> <li>・ マニフェスト伝票の発行、回収</li> <li>・ 特別管理産業廃棄物の処理</li> <li>・ 関係機関への報告</li> <li>・ 産業廃棄物処理報告書の作成、提出</li> <li>・ 竣工後、法定保存書類を工事部、本支店工事担当に提出</li> </ul>

注:      → 指示系統      - - - - - 連絡・報告系統

## (2) 管理体制の強化

### 1) 管理体制（組織）

本支店内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するために横断的な組織を編成する。

### 2) 管理方法

廃棄物管理規程および廃棄物処理計画を作成し、実施確認を行う

### 3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類・発生状況・処理方法・処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修を行う。

#### 1> 社員・業務委託者・関連会社への研修

本支店工事は、作業所の廃棄物管理責任者及び対象業者に対し、教育を年1回以上行う

#### 2> 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生・分別・再生利用・最終処分等の状況について情報の公開に努める。(月報の提出等)

